

基本計画

第1部 総論

1 基本計画の位置付け

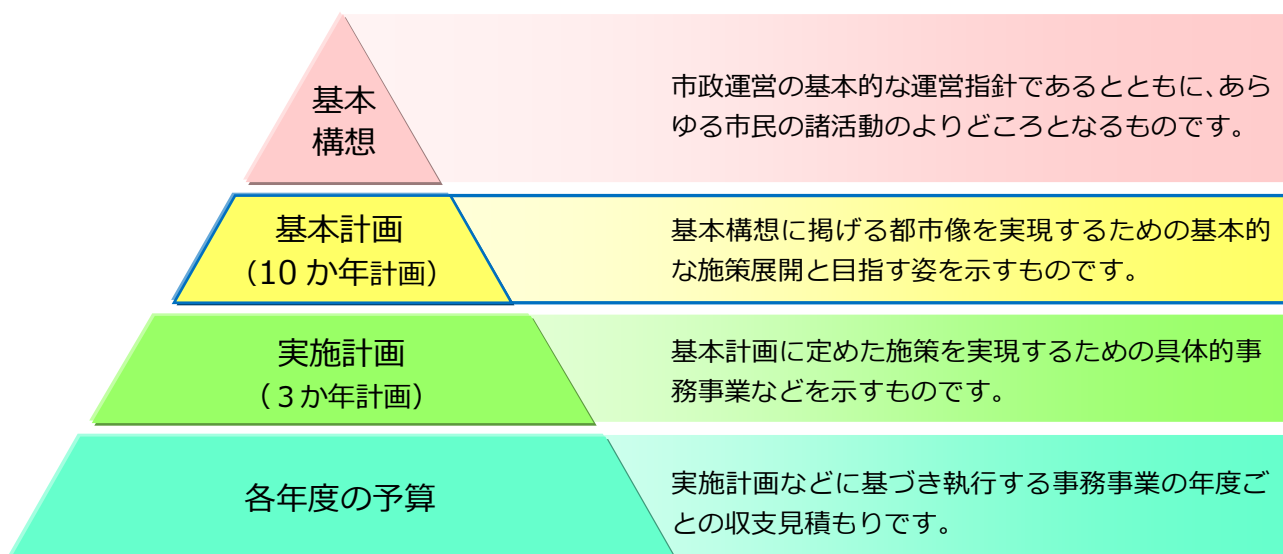
この基本計画は、市民と行政が協働して市政運営を計画的に行い、基本構想に掲げる都市像を実現するための基本的な施策展開と目指す姿を示すものです。

2 基本計画の期間

計画の期間は、平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 か年とします。

3 想定人口

平成 34 年度における人口をおおむね 59 万人と想定します。



4 社会背景と本市が取り組む課題

わが国は今、少子高齢化が加速度的にすすみ人口減少社会が現実のものとなっています。また、成長経済から成熟経済へ移行するなど、大きな社会・経済構造の転換期を迎えています。

急速に進行する少子高齢化は、人口減少のみならず高齢者人口の急増と生産年齢人口の減少を招き、年金や高齢者医療費などの増大による社会保障制度への不安や、労働力の低下による技術の発展・継承の断絶がもたらす経済・産業構造への影響などが危惧されています。

八王子市においても、少子高齢化はすすみ平成 29 年には 4 人に 1 人が高齢者となり、計画期間後半の平成 32 年まで増加する人口もその後徐々に減少していくと予想しています。人口構造の変化は、市税収入の伸び悩みや扶助費の増加などを引き起こすと予測され、行財政運営への影響は少なくありません。今後も本市が持続可能な行財政運営を行っていくためには、本市特有の都市機能のポテンシャルを活かしながら地域経済を発展させ、都市経営力を強く安定したものとしていくことが重要となります。

また、近年の目覚ましい技術革新は様々な産業を発展させ、経済成長の原動力となるとともに、私たちの生活を便利で快適なものとしてきました。物質的な豊かさは個々人の生活の質を向上させ、多様なライフスタイルを支えるなど豊かな社会を築いてきたといえます。

一方で、一人暮らし世帯の増加などにより「人とひととのつながり」の希薄化がすすみ、社会から孤立した人が増えていくことが懸念されています。こうした中、発生した東日本大震災は私たちの価値観に大きな影響を与え、改めて「人とひととのつながり」や「絆」の大切さを気付かせる契機となりました。誰もが安心して生き活きとした暮らしを送るには、これらを育ぶことが必要とされています。また、超高齢社会を迎え、いつまでも活躍できる社会の実現も求められており、今後の市政運営に当たってはこれらの課題解決に向けて取り組んでいくことが必要とされています。

日本の社会・経済構造が転換期を迎える中にあって、地方自治体の役割はますます大きくなっています。地方分権を主体的に捉え、市民と一緒に自らの責任ですすむべき方向を決めていかなければなりません。本市には今まさに、豊富な地域資源を活かし、市民との新たな協働により、首都圏西部の中核的都市として他都市をけん引する自立したまちづくりをすすめていくことが求められています。

5 これからの市政運営に当たって

わが国が直面している大きな転換期を乗り越え、誰もが安心して生きがいを持って暮らしていくことができる活力あふれるまちを実現していくためには、「地域経済の発展」とあわせ「心の豊かさ」を感じられる社会を築いていくことが必要です。

地域経済の発展は市税収入を増加させるのみならず、雇用の増加や新たな製品・サービスを生み出し、市民生活の質を向上させていきます。特に、新たな雇用を創出していくことは、安心して暮らせる生活基盤を支えていくとともに、働くことを通じて得られる人とのつながりや生きがいといった心の豊かさをもたらします。そのため、成熟社会においても、本市の持つ豊かな産業資源の優位性や学園都市としての知の集積を活かし、新たな価値や雇用を創出する産業拠点として発展させ、地域経済の活性化をはかっていきます。

本市には他市に誇れる豊かな自然や交通の要衝として発展してきた地勢、複数の特色豊かな地域性など新たな時代の創造に資する恵まれた地域資源があります。

これからのまちづくりに当たっては、これらの地域資源を活かし、自然と共生したまちづくりを推進していくとともに、圏央道などの開通により高まる交通の要衝としての価値を活かしつつ、活力ある都市空間を形成する基盤整備を加速させ、都市の産業力を向上させていきます。

また、豊かさを創造し次世代へ継承していくために、自然環境の保全だけでなく、交通環境や再生可能エネルギーの普及促進など多様な視点から地球環境にやさしいまちづくりをすすめていきます。

私たちの生活は意識するとしないとにかかわらず、多くの人とのふれあいと支えあいの中で営まれてきました。

地域の中でのつながりを再認識し、新たなつながりを育み深めていくことで人は活き活きと輝き続けることができます。人とひととが支えあう中で活き活きと人生を歩む姿は、若い世代に元気や安心感、そして、新たな時代をひらいていく勇気を与えていきます。また、学園都市に集う若者たちの活躍する姿や健やかに育つ子どもたちの笑顔は、まちを元気にしていきます。このように、それぞれが持ちうる力によってまちは成長し、人々の心には愛着や誇りが育まれ続けていきます。

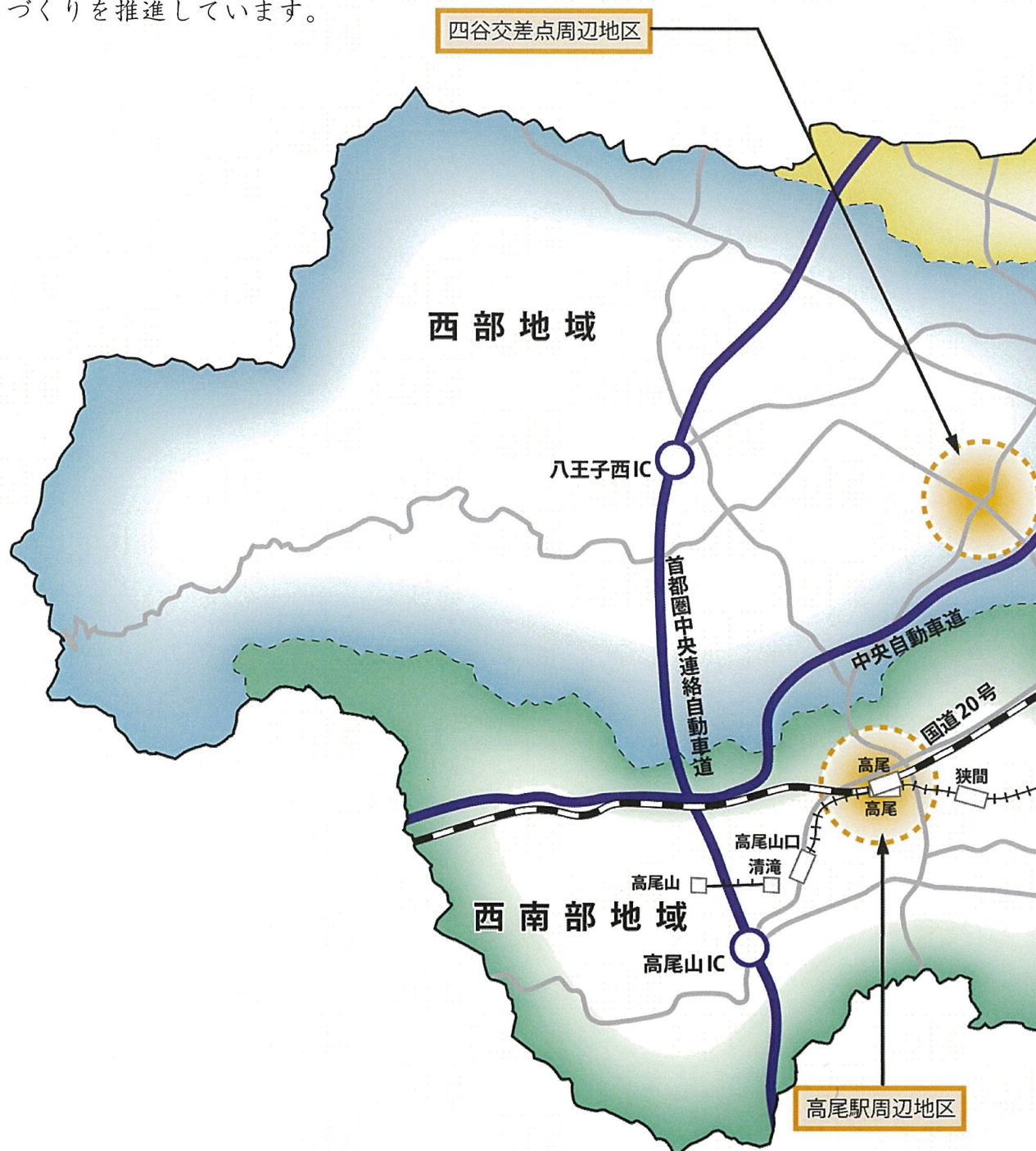
そのため、誰もが住み慣れた地域において、世代を超えて心を通わせ理解し合える豊かな地域社会の構築に向け、市民生活のあらゆる場面で「人とひととのつながり」を広げる地域コミュニティづくりを推進していきます。そして、本市が誇る高い「市民力」を背景に、高齢者・障害者福祉や子育て支援などに市民と行政が一体となって取り組んでいきます。

本市は、少子高齢社会・人口減少社会という大きな転換期においても、地域力を活かし市民一人ひとりの生きる喜びにつながるバランスの取れた「自助・共助・公助」のもと、互いの役割と責任ある行動により豊かな市民生活を実現する新たな協働型社会を築いていきます。

6 地域区分とまちづくり

東京都内で屈指の面積と人口を誇る本市は、市域の中に産業の発展とともに多くの人でにぎわってきた中心市街地、計画的に開発されたニュータウン、豊かな自然に囲まれた周辺部など様々な地域の顔を持ちながら成長し続けています。

それぞれの地域では、住む人たちの地域を愛する心が強く結び付き、地域が抱える困難な課題をも乗り越えながら個性ある地域社会を築き上げてきました。そして、市では、様々な地域が持つ特長的な個性や魅力を活かして、地域に応じたまちづくりを推進しています。



また、交通の要衝である本市は、人々の往来の盛んな場所が地域の要所として発展したことで、地域の核が形成されています。市では、このような場所を地域拠点とし、各地域のバランスの取れた発展と身近な市民生活の利便性の向上をはかっていきます。

中央道八王子インター北周辺地区



7 「人とひととのつながり」を広げる 地域コミュニティづくり



参加してみる、やってみる



誰もが活き活き





地域を知る、つどう、楽しむ



心通わせ理解し合える 豊かな地域社会

8 計画体系図

基本構想に基づく6つの都市像実現のため、49の施策を定め、体系化しています。

基本理念 「人とひと、人と自然が響き合い、みんなで幸せを紡ぐまち八王子」

--- 都市像（編）：6

--- 基本施策（章）：19

----- 施策（節）：49

----- 施策展開のための細施策

1. みんなで担う公共と協働のまち

1	市民自治の推進	01 第1節	地域コミュニティの活性化	地域コミュニティ活動の支援、地域の人材育成、地域市民センター・拠点事務所の役割の充実
		02 第2節	市民と行政の協働	協働のための連携推進、学園都市の特性を活かした協働、市民参加の推進
2	市民が納得できるサービスの提供	03 第1節	積極的な市政情報の発信	広報活動の充実、市政情報の適正な管理、公文書の保存・活用
		04 第2節	市民サービスの向上	広聴の充実、窓口サービスの質の向上、近隣自治体との相互サービスの推進、電子自治体の推進
3	地方分権時代にふさわしい行財政運営の推進	05 第1節	地方分権の推進	分権時代に対応した政策立案機能の充実、効果的な事務権限の移譲、大都市制度の活用
		06 第2節	持続可能な行財政運営	計画行政の推進、定員管理の適正化、効率的な民間経営手法の活用、健全な財政運営、財産の有効活用、市税等の適正な賦課と徴収、受益者負担の適正化
		07 第3節	人材の育成と活用	人事制度の充実、人材育成の推進

2. 健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち

1	誰もが心豊かに暮らせる市民生活の推進	08 第1節	一人ひとりが尊重される地域社会の構築	平和・人権意識の醸成、誰もが平等に安心して暮らせる社会の推進、男女共同参画社会の推進
		09 第2節	暮らしの相談・支援の充実	暮らしの相談・支援の充実、誰にでも分かりやすい情報提供、安全・安心な消費生活の推進、外国人市民への支援
		10 第3節	社会保障制度の適正な運用	介護保険、高齢者の医療制度、国民健康保険、国民年金、生活保護
2	誰もが生きがいをもち安心できる地域づくり	11 第1節	人とひととが支えあう地域福祉の推進	地域で支えあう意識の醸成と参加のきっかけづくり、地域で支えあう人材の育成・支援、地域で支えあう仕組みの充実
		12 第2節	障害者への支援	自立支援の充実、社会参加の促進
		13 第3節	高齢者への支援	地域で自分らしく安心して暮らすための支援の充実、在宅・施設サービスの充実
3	保健医療の充実	14 第1節	健康の維持・増進	健康づくりの推進、疾病予防対策の推進、母子保健の充実
		15 第2節	保健衛生の充実	専門性の高い保健対策の推進、生活衛生の充実、保健行政の推進
		16 第3節	地域医療の充実	地域医療体制の充実、救急医療の充実、在宅介護体制との連携

3. 活き活きと子どもが育ち、学びが豊かな心を育むまち

1	全ての子どもが健やかに育つ地域づくり	17 第1節	子育て・子育て支援の充実	子育て支援、子育て支援
		18 第2節	地域で子どもを育てる環境づくり	親や子どもが育つ場の充実、地域のネットワークづくり
2	未来をひらく子どもを育てる教育	19 第1節	生きる力を育む学校教育	学ぶ意欲と確かな学力を育む教育、豊かな人間性・社会性を育む教育、一人ひとりのニーズに応じた教育、特別支援教育の充実
		20 第2節	地域とつながる学校づくり	地域の力を活かした学校づくり、地域の力を高める学校づくり
		21 第3節	学びやすい教育環境づくり	豊かな学びに資する教育環境の充実、教育指導環境の整備、学校のICT化の推進

都市像（編）：6

基本施策（章）：19

施策（節）：49

施策展開のための細施策

3 学びを活かせる生涯学習の推進

22

第1節

市民がつながる生涯学習

生涯学習環境の充実、図書館機能の充実、学習成果を活かせる制度の充実

23

第2節

誰もが楽しめる生涯スポーツ・レクリエーション

スポーツ・レクリエーションの振興、スポーツ・レクリエーション環境の整備と活用

4 未来につながる文化の継承と創造

24

第1節

豊かな心を育む市民文化の振興

市民文化活動の支援、芸術文化の醸成、八王子の魅力を高める文化の振興

25

第2節

市民が誇れる歴史と伝統文化の継承

文化遺産等の保存・活用、伝統芸能の継承、歴史と伝統文化を継承する場の充実

26

第3節

多様な文化交流の推進

都市間文化交流の推進、国際理解の推進

4. 安心・快適で、地域の多様性を活かしたまち

1 自然と共生し地域の多様性を活かしたまちづくり

27

第1節

計画的なまちづくり

持続可能なまちづくり、地域拠点の整備、主要駅周辺の整備、まちなみ整備の推進、都市景観の推進、国・都の未利用地等の活用

28

第2節

誰もが快適なまちづくり

ユニバーサルデザインのまちづくりの推進、都市緑化の推進、快適な居住環境の整備、公園・緑地の整備・維持管理

2 地域力を活かした安全で安心なまちづくり

29

第1節

災害に強いまちづくり

都市基盤整備の推進、都市の防災機能の向上

30

第2節

防災体制の充実

災害に対する備え、自助・共助体制の充実、危機管理対策、防災情報の迅速な提供、関係機関等との連携強化、復旧・復興体制の整備

31

第3節

防犯体制の充実

生活安全対策の充実、地域の防犯体制の充実、防犯意識の向上、暴力団排除の推進

3 快適で人にやさしい交通環境づくり

32

第1節

交通環境の充実

交通環境の改善、交通渋滞の緩和推進、交通安全教育の推進

33

第2節

安全・快適な道路環境の整備

自転車交通の推進、道路の安全・快適性向上

34

第3節

都市間交通網の整備促進

広域・主要幹線道路の整備、近隣自治体等との連携強化

35

第4節

公共交通の充実

バス交通の充実、既存鉄道の利便性向上

5. 魅力あふれる産業でにぎわう活力あるまち

1 地域経済を支える産業の振興

36

第1節

産業振興の体制強化

産業振興にかかわる機関との連携、産学公連携の推進、産業交流拠点の整備・促進と連携、人材の発掘と育成

37

第2節

企業支援

企業誘致の推進、中小事業者支援、流通機能集積の推進

38

第3節

就労環境の整備

雇用・就労支援、若者などの雇用・就労促進、労働環境の整備

2 まちの活力を創出する産業

39

第1節

高度な技術の集積を活かした産業振興

製造業・情報通信産業の振興

40

第2節

新産業の創出

起業家・創業者支援、新産業分野の事業創出支援

3 まちの魅力を向上させる産業

41

第1節

にぎわいにつながる産業の振興

中心市街地活性化の推進、商業の振興、観光地の魅力の向上

42

第2節

地域資源を活用する産業の振興

新たな観光資源の発掘・活用、都市型農業環境の整備、林業の再生、地域ブランドの創出

6. 一人ひとりが育てる、人と自然が豊かにつながるまち

1 一人ひとりが考え、ともに守る環境

43

第1節

環境を守るための意識の醸成

環境への正しい理解、体験を通じた環境教育・環境学習の推進

44

第2節

環境保全活動の推進

環境を守るための人材の育成と活用、環境保全活動のネットワークづくり

2 環境負荷の少ないまちづくり

45

第1節

地球温暖化対策の推進

CO₂排出量の削減、再生可能エネルギーの普及促進

46

第2節

循環型社会の構築

ごみの発生抑制と資源化の推進、廃棄物の適正処理

3 自然と共生した安全で快適な環境

47

第1節

健全な水循環の再生

水資源の保全と再生、良好な水質の保全、生態系に配慮した憩いの水辺づくり、総合的な治水対策の推進

48

第2節

豊かなみどりの保全と活用

みどりの確保、みどりの適切な管理と活用、人と多種多様な生きものとの共生

49

第3節

安全で良好な生活環境の保全

大気汚染の防止対策、有害化学物質などの適正管理、騒音・振動の防止対策、良好な生活環境の確保、下水道機能の維持向上

基本計画（各論）のページ構成（施策ページの見方）

基本計画(各論)では、都市像を実現するための施策を記載しています。

01

第1編 みんなで担う公共と協働のまち
 第1章 市民自治の推進 / 第1節
地域コミュニティの活性化

施策体系における位置付けを掲載しています。

【目指す姿】
施策が基本計画期間内に目指す姿を記載しています。

【現状・課題】
次ページの「施策の展開」の根拠となる、施策における現状や課題を記載しています。

【データ】
「現状」の根拠や補足となるデータを数量的・視覚的に分かりやすく記載しています。

【関連する個別計画・条例】
施策に関連のある主な個別計画や条例を記載しています。

目指す姿

地域コミュニティ活動に幅広い世代の誰もが参加し、住民同士の交流によりつながりが育まれています。そして、地域住民が生きがいを持って活動に取り組み、自らの手で地域づくりを行っています。

現状・課題

- 核家族化、単身世帯の増加などの社会状況の変化に伴い、地域コミュニティ活動に参加する人が限られてきています。
- 本市の町会・自治会の加入率は、平成元年度は約80%でしたが、平成24年度には約63%に低下しており、地域のつながりの希薄化の進行が懸念されています。
- 市は町会・自治会などから、地域の課題の相談を受けた場合は、先進的な取組などを紹介しています。
- 「はちおうじ志民塾」では、地域活動を推進する担い手の育成を行っています。今後は、さらに地域のリーダーとなる人材の育成が必要です。
- コミュニティ活動を醸成し、市民相互の親睦と福祉の向上をはかるため、地域市民センターなどのさらなる活用が課題です。
- 市民主体のまちづくりをすすめるためには、地域の課題を地域で共有し、解決していくための支援が必要です。

データ

■「はちおうじ志民塾」受講者数

年度	基礎課程	専門課程(地域コーディネーター)	専門課程(コミュニティビジネス)	専門課程(創業)	総計
平成21	29	10	11	2	52
22	27	7	13	8	55
23	26	18	21	2	67

関連する個別計画・条例

市民集会所条例、長房ふれあい館条例 など

「目指す姿」のイメージをイラストで表現しています。

施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 地域コミュニティ活動の支援

- 幅広い世代の誰もが新たに地域コミュニティ活動に参加するきっかけづくりを行うとともに、地域住民などの交流・連携の場として地域市民センターなどのコミュニティ施設や小・中学校施設の活用を推進します。
- 町会・自治会、住民協議会、市民活動団体などの活動を地域住民に知らせるとともに、それらの活動への参加を働きかけていきます。
- 地域の課題に関する先進的な取組事例などを地域コミュニティに積極的に情報提供する仕組みをつくりまします。
- 地域コミュニティ同士が連携するための支援を行います。

2 地域の人材育成

- 地域を支える多様な担い手の育成支援を行います。また、地域コミュニティ同士をつなぎ、コーディネートができる人材を発掘し、地域で活躍できるよう支援します。

3 地域市民センター・拠点事務所の役割の充実

- 市民自治を推進するため、地域コミュニティの拠点である地域市民センターの役割を充実します。
- 地域に身近な拠点事務所において、市民自治を実現するための支援を行います。

【施策の展開】

「目指す姿」の実現に向けて、平成34年度までの10年間の取組の方向性を記載しています。

【行政の役割・市民への期待】

「目指す姿」を市民と行政がともに力を合わせて実現（協働）していくために、必要な行政の役割と市民の皆さんが日常的に取り組めることとして期待する行動例を示しています。

行政の役割

- ◇地域コミュニティ活動に参加できるためのきっかけづくりや活動支援
- ◇地域コミュニティ活動の担い手の発掘・育成
- ◇地域市民センター・拠点事務所による地域コミュニティ活動の支援

市民への期待

- ◇隣近所で顔見知りになる
- ◇誘い合わせて地域行事に参加する
- ◇知り合いを増やす
- ◇町会・自治会活動に参加する

目標設定

施策に対する指標	現状値	目標値	
		平成29年度	平成34年度
隣近所や地域と交流やつながりがあると感じている市民の割合	49.3% (平成23年度)	60%	70%
町会・自治会加入率	63.2% (平成24年度)	66%	70%

住民同士の交流やつながりの度合いをはかる指標です。10年後には7割の方が交流やつながりがあると感じていることを目標とします。

地域コミュニティづくりの推進の度合いをはかる指標です。町会・自治会への加入世帯数を住民票世帯数で除いて算出し、10年後には7割となることを目標とします。

■主な地域コミュニティ施設位置図



「施策の展開」の内容などをイメージしやすいよう表現した図解や施策に関連のある地図などを掲載しています。

【目標設定】

「目指す姿」の実現に向け、進捗状況をはかるため、施策を代表する指標とその数値目標を記載しています。

